

令和5年度学校いじめ防止基本方針

北海道札幌南陵高等学校

1 基本方針

学校は、全ての生徒が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止のための日常の指導体制を強化して未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめに対する基本的な考え方

ア 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識

イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」との認識

ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用にもなる。

イ いじめの動機

いじめの動機には、次のようなものが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

①嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)

②支配欲(相手を思い通りに支配しようとする)

③愉快犯(遊び感覚で愉快的気持を味わおうとする)

④同調性(強いものに追従する、数の多い側に入りたい)

⑤嫌悪感(相手の言動に対して反発・報復したい)

⑥欲求不満(いらいらを晴らしたい)

(4) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う・あざける、陰口、避ける、集団での無視、落書き・物壊し、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。

別紙1 ※北海道札幌南陵高等学校「いじめ防止委員会」の設置

また、長期休業を節目とするPDCAサイクルを次の通りとする。

	学校いじめ対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との取組
4月	「学校いじめ防止基本方針」の内容確認(P)	教育相談の手法を取り入れた学級づくり	生徒、保護者への相談窓口の周知	入学式・PTA総会等での「学校いじめ防止基本方針」の確認
5月	全教員による実態把握と取組の実施(D)	ホームルームの指導	いじめ把握のためのアンケート調査	「学校いじめ防止基本方針」ホームページへの掲載
6月		個人面談週間	いじめ防止対策委員会の実施	

7月	アンケートの結果を踏まえた取組検証会議 (C)	学校祭に向けた取組 全校集会時の指導	三者面談	学校評議委員会の開催
8月	校内研修 (A)	生徒会でのいじめ根絶宣言を作成・掲示	三者面談	

- (2) いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を次のとおりとする。
別紙2 「いじめ対策委員会」の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 日常の教育活動での指導

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく

(2) 特別活動、部活動、道徳教育の充実

ア ホームルーム活動や生徒会行事、部活動等における望ましい人間関係づくりの活動を推進する

イ 高齢者や幼稚園児との交流、ボランティア活動の充実などを図る

(3) 教育相談の充実

ア 各学年フロアの学年教官室への学年団教諭常駐による生徒が相談しやすい体制

イ 面談の定期的実施（個人面談・三者面談）

(4) 人権教育の充実

ア 人権意識の高揚

イ 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

ア 教科「情報」におけるモラル教育の充実

イ 外部講師によるケータイ安全教室の実施

(6) 保護者・地域との連携

いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

(7) 配慮の必要な生徒に対する支援の充実

発達障がいを含む障がいのある生徒、性同一障がいや性的嗜好・性自認に係る生徒等に対する適切な支援

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するためのに最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。

(1) 生徒の観察といじめの発見 生徒の動向を注意深く観察するとともに、教職員・保護者との連携のもと、生徒の状況について情報収集を行う

(2) 相談体制の確立

ア 相談窓口の周知

イ 面談の定期的実施

(3) 定期的調査の実施

定期的にアンケートを実施し、生徒の状況把握に努める

(4) ネットパトロールの実施

(5) 情報の共有

ア 報告経路の明示・報告の徹底

イ 学年団会議、職員会議等での情報共有

ウ 要配慮生徒の実態把握

エ 進級時等の引継

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的な支援が重要である。

- ①安全・安心を確保する。
- ②今後の対策について、共に考える。
- ③活動の場を設定し、認め、励ます。
- ④温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面に迫りながら、他人の痛みや重大さを理解させ、二度と繰り返さないようにする厳しい指導を行う。

- ①いじめの事実を確認する。
- ②いじめの背景や要因の理解に努める。
- ③いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ④今後の生き方を考えさせる。
- ⑤適切に懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見たり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ①自分の問題として捉えさせ、個別及び集団への強い指導を行う。
- ②望ましい人間関係づくりに努める。
- ③自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談があった場合は複数の教員で対応し、学校が全力を尽くす旨を伝え、少しでも安心感を与えられるように努める。

- ①じっくりと話を聞く。
- ②苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- ③親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握後は速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ①いじめの捉え方について理解を求める。
- ②生徒や保護者の心情に配慮する。
- ③生徒の考え方や行動が変わるよう努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ④些細なことでも気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

両者の関係調整が必要な場合には、必要により教員が間に入ることがある。

- ①むやみに和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ②石狩教育局や関係機関と連携して解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育局との連携

- ①関係生徒への支援・指導・保護者への対応方法
- ②関係機関との連携

イ 警察との連携

- ①心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ②犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ①家庭の養育に関する指導・助言
- ②家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ①精神保護に関する相談
- ②精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまして、社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ①フィルタリング
- ②ネットいじめやネットに関わる犯罪等についての情報発信
- ③家庭の約束事の使用マナーの見守り

イ 情報教育の充実

- ①教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ②行事等の特別活動における情報の扱いの在り方指導の充実

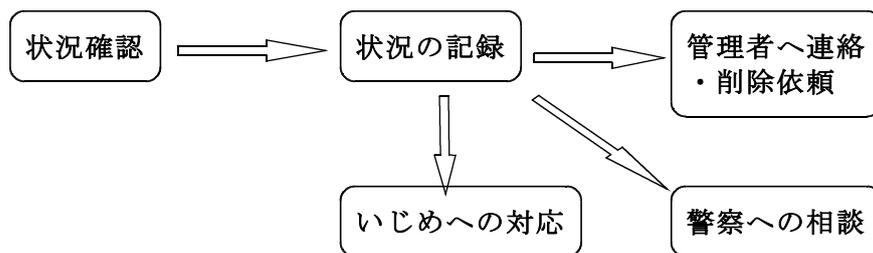
ウ ネット社会についての講話等の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ①被害者からの訴え
- ②閲覧者からの情報
- ③ネットパトロールやアンケートの実施

イ 不当な書き込み等への対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②精神性の疾患を発症した場合
- ③身体に重大な障害を負った場合
- ④高額の金品を奪い取られた場合

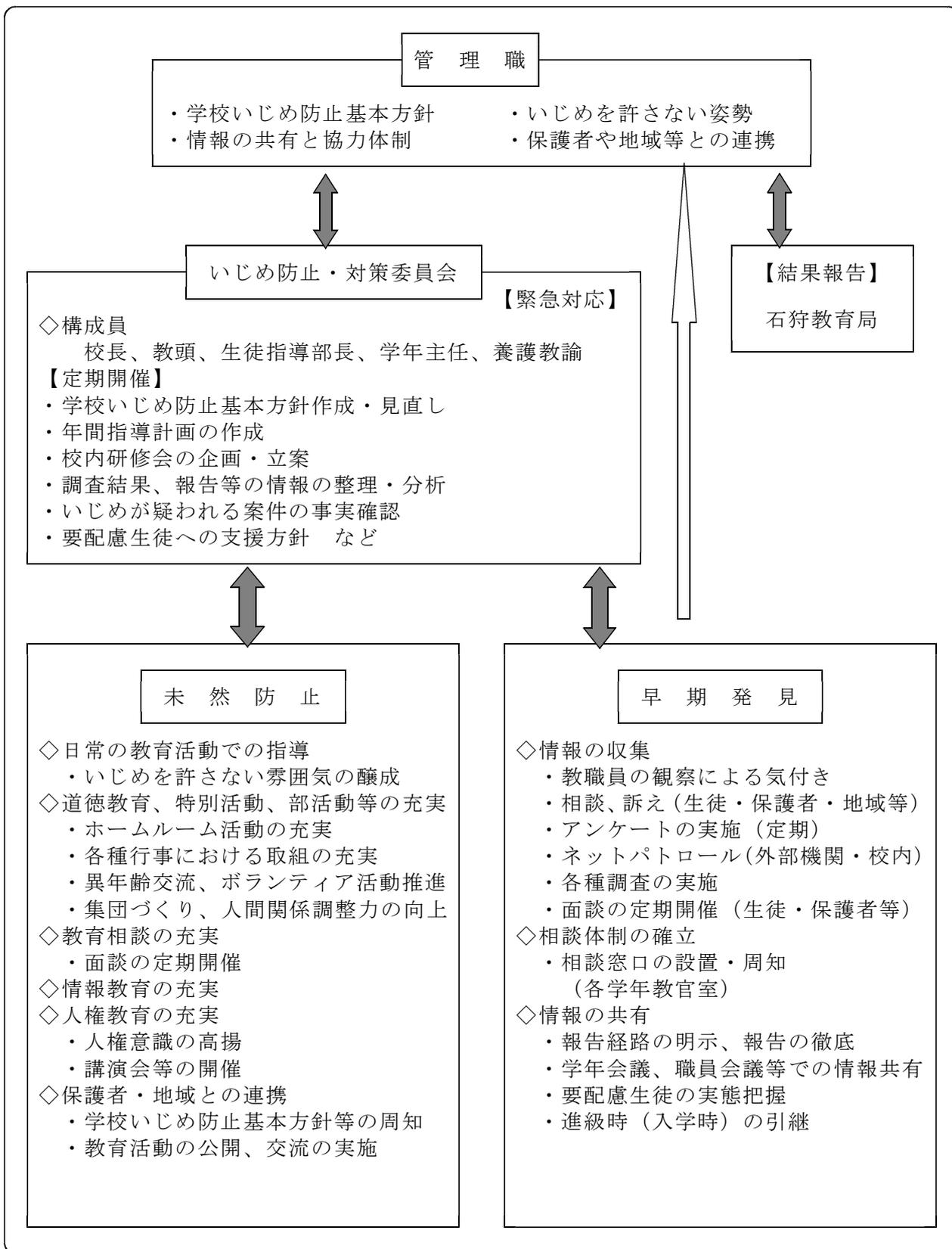
イ 生徒が相当の期間を欠席することが余儀なくされている。

- ①年間の欠席が30日を超える場合
- ②欠席が連続している場合は、状況により判断

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育庁に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織対応 (いじめへの対応)

